

ガス事業法等の一部改正について

2022年 11月22日

資源エネルギー庁

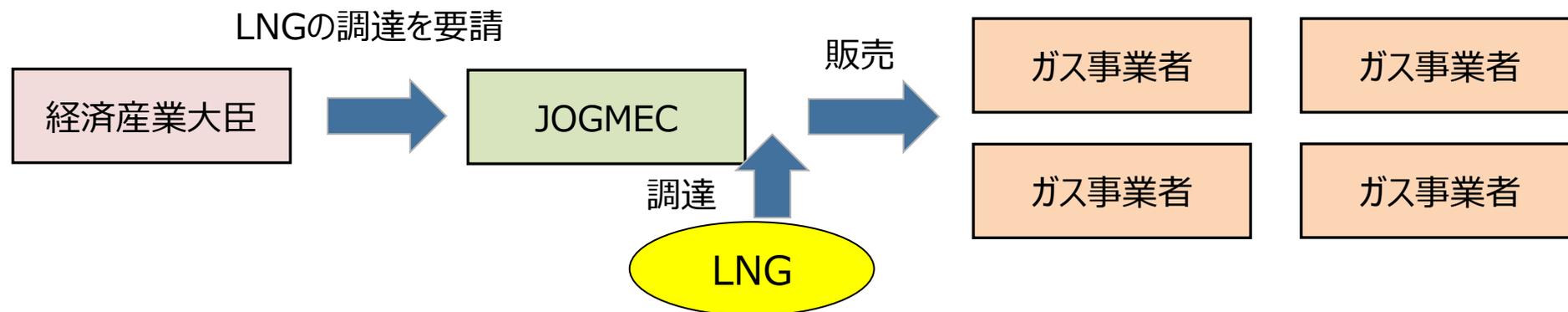
ガス事業法等の一部改正について

- 2022年11月11日、ガス事業法及び独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律が成立（11月18日公布）。
- 今回の改正は、国際的なLNG市場の不確実性の高まりを踏まえ、ガスについて深刻な供給支障が発生する万が一の危機に備え、需給両面からの対策を講じるため、ガス事業法と独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法の一部を改正するもの。
- **供給面**では、民間企業による通常のLNG調達が困難であるような状況が発生した場合に備えて、**国が関与する形でLNG調達の仕組みを整備**。
- **需要面**では、供給面であらゆる対策を講じ、かつ、ガスの使用量の節約の協力の呼びかけ等の取組を講じてもなおガスの需要に比べて供給が不足する場合に備え、**国による最終的な需給調整の手段を整備**。

1. 液化天然ガスの調達に要請

○ガス事業法

第106条の2 経済産業大臣は、ガスの安定供給の確保に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、**ガスの製造の用に供する液化天然ガスの調達**が特に必要であり、かつ、**独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構以外の者による調達を困難とする特別の事情**があると認めるときは、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構に対し、当該液化天然ガスの調達を要請することができる。



参考：電気事業法 第33条の3

経済産業大臣は、電気の安定供給の確保に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、**発電の用に供する燃料（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品であつて経済産業省令で定めるものに限る。）**の調達が特に必要であり、かつ、**独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構以外の者による調達を困難とする特別の事情**があると認めるときは、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構に対し、当該燃料の調達を要請することができる。

JOGMECに対する調達要請の運用

※電気事業法第33条の3に基づく調達要請が同時に行われる場合を含む。

- 資源国で国際紛争、テロ攻撃、経済制裁、大規模な自然災害等が発生し、世界規模でLNG需給がひっ迫した結果、資源国や国有企業がLNGの売りしぶり等を行う等、**民間企業だけでは対応しきれないような異常な事態**を想定。民間事業者によるLNG調達の状況も見極め、状況を総合的に判断し、調達要請について決定。
- **JOGMECの緊急時燃料調達チームが対応**。（電事法第33条の3施行時に設置）
- JOGMECが調達したLNGの提供については、
 - （1）電気又はガスの安定供給に支障の生ずるおそれのある事業者に対して、**需給のひっ迫の程度や供給の支障による影響の大小等を踏まえつつ、必要量を提供する**。
 - （2）**調達価格に必要な事務手数料等を加えた価格で提供**する。ただし、民間事業者が自ら調達する場合と比べ、大幅に割安な価格で販売すること等により、**不公平が生じることがないように運用**する。

2. ガスの使用制限等

○ガス事業法

第106条の3 経済産業大臣は、ガスの需給の調整を行わなければガスの供給の不足が国民経済及び国民生活に悪影響を及ぼし、公共の利益を阻害するおそれがあると認められるときは、その**事態を克服するため必要な限度**において、政令で定めるところにより、ガス小売事業者若しくは一般ガス導管事業者（以下この条において「ガス小売事業者等」という。）から**ガスの供給を受ける者に対し、その使用するガスの量の限度**を定めて、ガス小売事業者等が供給する**ガスの使用を制限すべきこと**又はガス小売事業者等から**新たにガスの供給を受けようとする者に対し、新たに供給を受けるガスの量の限度**を定めて、ガス小売事業者等から**新たにガスの供給を受けることを制限すべきことを命じ、又は勧告することができる。**

2 経済産業大臣は、前項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、ガス小売事業者等から**ガスの供給を受ける者に対し、ガス小売事業者等が供給するガスの使用の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。**

【参考】電気事業法の使用制限関連規定

○電気事業法

第三十四条の二 経済産業大臣は、電気の需給の調整を行わなければ電気の供給の不足が国民経済及び国民生活に悪影響を及ぼし、公共の利益を阻害するおそれがあると認められるときは、その事態を克服するため必要な限度において、政令で定めるところにより、①**使用電力量の限度**、②**使用最大電力の限度**、③**用途若しくは④使用を停止すべき日時**を定めて、小売電気事業者、一般送配電事業者若しくは登録特定送配電事業者（以下この条において「小売電気事業者等」という。）から**電気の供給を受ける者に対し、小売電気事業者等の供給する電気の使用を制限すべきこと又は⑤受電電力の容量の限度**を定めて、小売電気事業者等から**電気の供給を受ける者に対し、小売電気事業者等からの受電を制限すべきことを命じ、又は勧告することができる。**

2 経済産業大臣は、前項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、小売電気事業者等から電気の供給を受ける者に対し、小売電気事業者等が供給する電気の使用の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

○電気事業法施行令【政令】

（電気の使用制限等）

第23条 法第三十四条の二第一項の規定により①**使用電力量の限度**又は②**使用最大電力の限度**を定めてする小売電気事業者等（同項に規定する小売電気事業者等をいう。以下この条及び次条において同じ。）の供給する**電気の使用を制限すべきことの命令又は勧告は、五百キロワット以上の受電電力の容量をもつて小売電気事業者等の供給する電気を使用する者について行うものでなければならない。**

2 法第三十四条の二第一項の規定により③**用途**を定めてする小売電気事業者等の供給する電気の使用を制限すべきことの命令又は勧告は、**装飾用、広告用その他これらに類する用途について行うものでなければならない。**

3 法第三十四条の二第一項の規定により④**使用を停止すべき日時**を定めてする小売電気事業者等の供給する電気の使用を制限すべきことの命令又は勧告は、**一週につき二日を限度として行うものでなければならない。**

4 法第三十四条の二第一項の規定により⑤**受電電力の容量の限度**を定めてする小売電気事業者等からの受電を制限すべきことの命令又は勧告は、**三千キロワット以上の受電電力の容量をもつて小売電気事業者等から電気の供給を受けようとする者について行うものでなければならない。**

○電気使用制限等規則 【経済産業省令】

(使用電力量の制限)

第一条 経済産業大臣が指定する地域において小売電気事業者等（電気事業法第三十四条の二第一項に規定する小売電気事業者等をいう。以下同じ。）が供給する**電気を使用する者**であって、一の需要設備についての契約電力（電気を使用する者が小売電気事業者等との契約上使用できる最大電力をいう。次条及び第五条において同じ。）の値が五百キロワット以上であるものは、経済産業大臣が使用電力量を制限する期間として指定する期間においては、当該需要設備については、経済産業大臣が指定する電力量の限度を超えて当該小売電気事業者等が供給する電気を使用してはならない。

2 前項の規定は、上下水道の用に供する需要設備その他の経済産業大臣が指定する需要設備については、適用しない。

(使用最大電力の制限)

第二条 (略)

(使用最大電力の制限の特例)

第三条 (略)

(用途を定めてする使用制限)

第四条 (略)

(日時を定めてする使用制限)

第五条 (略)

(制限の緩和)

第六条 経済産業大臣は、保安上その他やむを得ない特別の事由により必要があると認めるときは、経済産業大臣の定めるところにより、前五条の規定による制限を緩和することができる。

(賃貸事業者等の努力義務)

第七条 (略)

(使用状況の報告)

第八条 第一条第一項に規定する使用電力量の制限の対象となる者及び関係電気使用者は、同条第一項又は第二条第一項の規定による電気の使用の制限が行われたときは、経済産業大臣が指定する期日までに、それぞれ様式第四又は様式第五（指定関係電気使用者にあっては、様式第六）により、当該制限が行われた期間における電気の使用状況に関する報告書にその写し二通を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、第三条第二項の規定による指定を他の関係電気使用者と共同で受けている場合には、当該指定に係る特定指定期間等における電気の使用状況に関し、当該関係電気使用者と共同して当該報告書を提出しなければならない。

(受電の届出及び勧告)

第九条 経済産業大臣が指定する地域において、一の需要設備の受電電力の容量が経済産業大臣が指定する容量以上の受電電力の容量をもって小売電気事業者等から受電をしようとする者又は現に小売電気事業者等から受電をしている者であって増加しようとする受電電力の容量が当該指定する容量以上である者は、経済産業大臣が指定する期間においては、受電開始の三十日前までに、次に掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

- 一 受電電力の容量及び受電開始の日
- 二 需要設備の設置の場所

2 経済産業大臣は、前項の届出があつた場合において、当該受電が電気の供給の不足をもたらし、公共の利益を阻害するおそれがあると認められるときは、その事態を克服するため必要な限度において、当該受電の開始前に限り受電をしようとする容量を削減すべきことを勧告することができる。

3 第一項の届出をしようとする者は、様式第七の届出書に様式第八の受電（増加）届出に関する説明書を添えて提出しなければならない。

(公示等)

第十条 第三条第一項第五号、第四条から第六条まで及び前二条の規定による経済産業大臣の指定は、その内容を官報に公示することによって行う。

2 第一条及び第二条の規定による経済産業大臣の指定は、その内容を官報に公示し、関係電気使用者に通知することによって行う。

3 第三条第二項、第四項、第六項及び第七項の規定による経済産業大臣の指定又は指定の取消しは、その内容を関係電気使用者に通知することによって行う。

(提出)

第十一条 (略)

電気使用制限令の事前準備

- 電気事業法に定める電気の使用制限は、1964年の法制定時に措置されたものであり、1974年の石油危機時と、2011年の東日本大震災後に発令された。
- 使用制限令の発動に当たっては、対象となる需要家への通知・連絡体制の構築、委任省令の整備など、国及び事業者において、事前に調整すべき事項が数多く存在する。
- 他方、前回発動時の2011年に比べ、電力システム改革の進展や新型コロナウイルスによる社会構造の変化など、発動の前提となる状況が大きく変化している。
- こうした状況変化を踏まえ、電気使用制限令について、発動が必要な事態が生じた場合において迅速な対応が可能となるよう、事前準備を進めておくこととしてはどうか。

【参考】電気使用制限令の概要

- 電気事業法第34条の2に基づく命令
- 特定のエリアの契約kWが500kW以上の大口需要家を対象に、地域・期間・時間帯を指定した上で使用最大電力（kW）または電気使用量（kWh）を制限
- 病院や上下水道など、一部の社会インフラの用に供する需要設備等については、除外や緩和規定あり。

○前回の発動時（2011年夏季の需給ひっ迫への対応）の経緯と制限の態様

5月13日 電力需給緊急対策本部「夏季の電力需給対策」取りまとめ

6月1日 電気使用制限規則（平成23年経済産業省令第126号）を公布、施行

6月2日 各都道府県説明会を開始

6月17日 共同申請スキーム及び制限緩和の申請受付を〆切

6月27日 申請結果を需要家へ通知

7月1日 電気使用制限を開始

9月9日 電気使用制限を終了

○政令並びに省令及び告示によって規定されている事項

- ・対象者（契約kWが500kW以上の需要家 / 政令）
- ・対象エリア、対象期間、対象時間帯、除外対象設備、緩和措置対象設備（省令、告示）

【参考】電気使用制限令の除外及び緩和規定

- 適用除外及び制限緩和の対象となる事業者については、告示で指定。
- 対象事業者からの申請を受けて国がこれを審査し、除外又は緩和の対象が決定。

平成23年使用制限令の除外・緩和対象一覧

適用除外の対象	制限緩和の対象の例
<p>・救急患者の治療その他患者の生命及び健康の保持の観点から医師が必要と認める治療を行う医療施設</p> <p>・降雨等による水量の増加等により必要な排水又は蒸気の処理を行う下水道、排水機場及びトンネル、濁水時に運転する導水補給施設</p> <p>・その他の国民生活の安全若しくは衛生の確保又は社会経済の安定のために社会通念上臨時的かつ緊急的に稼働が必要と認められる重要設備</p>	<p>○使用最大電力の制限が、人の生命若しくは身体の安全又は衛生の確保に著しい影響を及ぼすと認められる次に掲げる需要設備 (例:医療施設/無菌、滅菌、常時稼働が必要な温度管理等の製造等の工程を有するため使用最大電力の制限が人の生命又は身体の安全の確保に重大な影響を及ぼす需要設備/老人福祉施設、介護保険施設等、火葬場、食料・飲料卸売業の用に供される冷蔵室・倉庫、旅館業/水道等に原水を供給する揚水機 等)</p> <p>○使用最大電力の制限が、国民生活又は社会経済の安定に著しい支障を及ぼすと認められる次に掲げる需要設備 (例:工業用水の供給/航空交通管制/空港ターミナルビル/港湾運送その他の港湾における船舶からの取卸し、船舶への積込み又は荷さばき等の用に供される需要設備/鉄道事業又は軌道事業/中央卸売市場及び地方卸売市場/産業廃棄物処理施設/医学等に関する学部等の施設/夕刊紙の印刷/と畜場 等)</p> <p>等</p>

ガスの使用制限の対象について

- ガスの需給ひっ迫が生じた場合の対応としては、供給エリア全体の需要家で負担を分かち合い、協力して対応することが基本。
- ただし、使用制限による国の需給調整機能の発揮が必要な状況において、使用制限を命令・勧告して対応を求める対象としては、需要家数が多いものの個々のガス消費量が小さい家庭等の需要家は適当ではない。
- 具体的な対象については、電気事業法における電気の使用制限に倣い、政令で、年間の契約ガス量により一定の基準を定めるとともに、更に、実施の段階で関係省庁等と調整した上で、省令・告示により、適用除外・緩和の対象を定め、使用制限の対象となる需要家をできる限り限定。

ガスの使用制限の適用除外・緩和の対象となる需要家について

- 適用除外・緩和の対象となる需要家については、電気の使用制限の制度も踏まえ、年間の契約ガス量が一定規模以上の需要家のうち、状況に応じて、また供給エリアの実情を踏まえて、実施の段階で関係省庁等と調整した上で、省令・告示により定める。
- 例えば、国民生活の安全若しくは衛生のために社会通念上稼働が必要と認められる重要施設や人の生命若しくは身体の安全又は衛生の確保に関わる施設等は、適用除外や緩和の対象とすることが適当。(例えば医療施設・老健施設、下水処理施設等。)

ガスの使用制限を実施する場合の事前の調整・通知等について

- ガスの使用制限を命令する場合には、準備期間を設け、地域の実情や社会・経済活動等への影響を十分に踏まえて、対象となる供給エリアの対象需要家や地方公共団体、関係省庁等と、実施内容を調整。
- 対象となる需要家への周知については、需要家側で1ヶ月程度の準備期間をとることができるよう、事前に公示及び個別に通知するとともに、都道府県ごとに説明会等を開催する。

使用制限の勧告について

- 電気事業法の使用制限は、2013年（平成25年）の改正により、罰則付きの命令に加え、より緩やかな措置として、経済産業大臣による勧告を規定。
- ガスの使用制限についても勧告と命令を規定しているところ、勧告を実施するか罰則のある命令を実施するかは、事態を克服するため必要な限度という前提の下、需給の状況及び必要な対策の内容を踏まえて判断する。